

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 7年 6月 27日

広島県知事 様

提出者

住所 広島県三次市布野町下布野 8 4 - 2

氏名 宮迫木材株式会社 代表取締役 宮迫 直樹

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0 8 2 4 - 5 4 - 2 0 1 1

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和05年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	宮迫木材株式会社
事業場の所在地	広島県三次市布野町下布野 8 4 - 2
事業の種類	製材業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和06年4月1日より令和07年3月31日まで

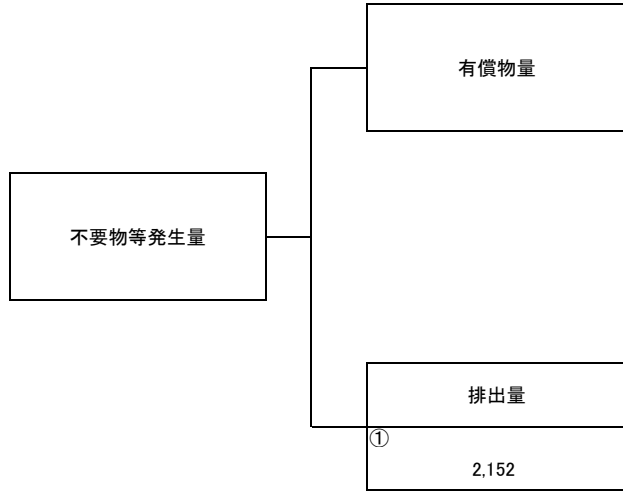
産業廃棄物処理計画における目標値

別紙4のとおり

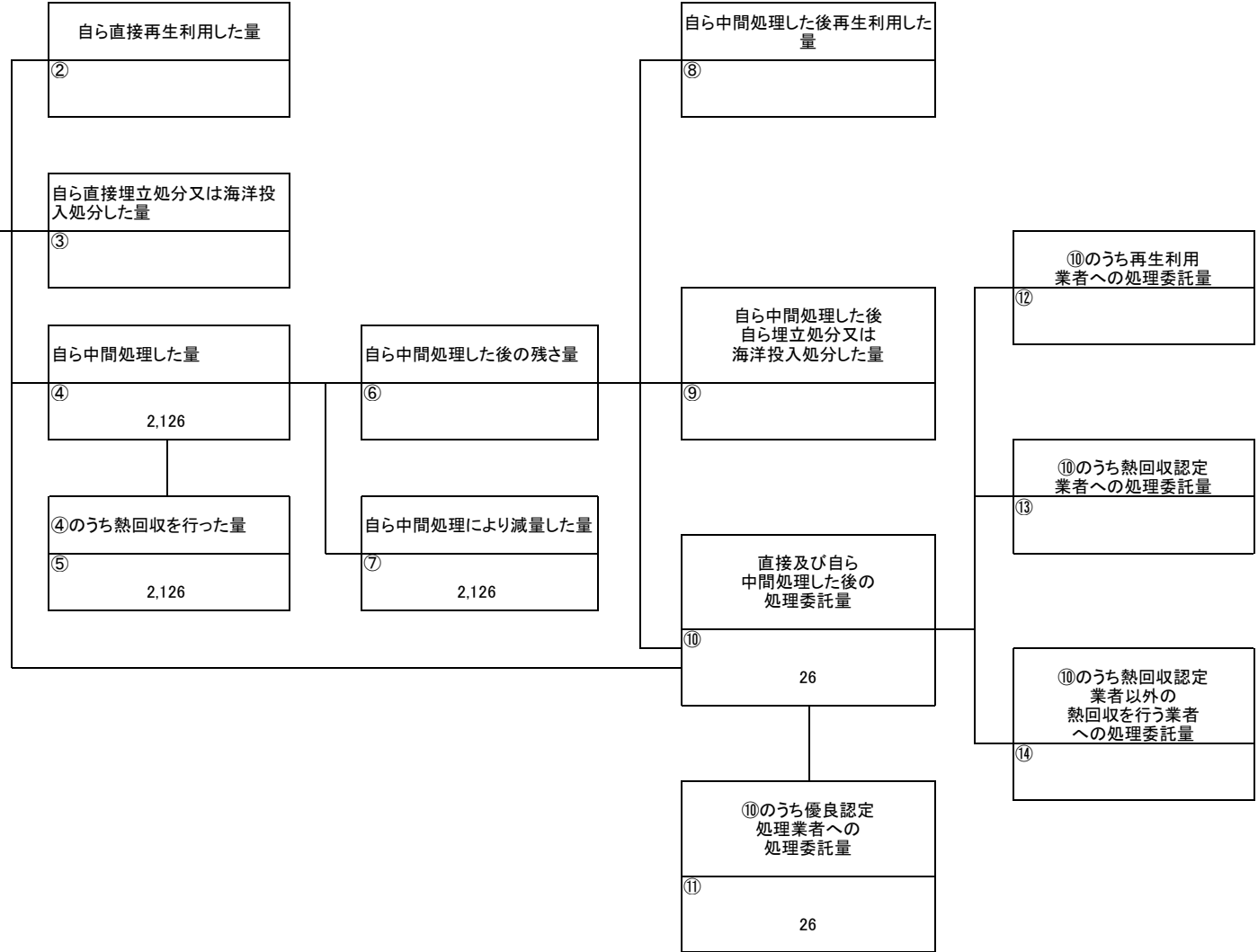
項目	目標値	項目	目標値
排出量	2,428 t	全処理委託量	28 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	28 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	2,400 t	再生利用業者への処理委託量	t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	2,400 t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投棄処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

※事務処理欄

別紙3のとおり



項目	実績値
①排出量	2,152
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	2,126
⑦自ら中間処理により減量した量	2,126
③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	26
⑪優良認定処理業者への処理委託量	26
⑫再生利用業者への処理委託量	0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0



(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙3-その1(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画実施状況報告書)
(令和06年度実績)

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
	排出量	自ら直接再生利用した量	自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	自ら中間処理した量	④のうち熱回収を行った量	自ら中間処理した後の残さ量	自ら中間処理により減量した量	自ら中間処理した後、再生利用した量	自ら中間処理した後、再生利用した量	自ら中間処理した後、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑩のうち再生利用業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量
燃え殻														
汚泥														
廃油														
廃酸														
廃アルカリ														
廃プラスチック類	2									2	2			
紙くず														
木くず	2126			2126	2126		2126							
繊維くず														
動植物性残さ														
動物系固形不要物														
ゴムくず														
金属くず														
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	24									24	24			
鋳さい														
がれき類														
動物のふん尿														
動物の死体														
ばいじん														
合計	2152	0	0	2126	2126	0	2126	0	0	26	26	0	0	0

別紙3-その2

	実 績 値(単位:トン/年)									
	① 排出量	②+⑧ 自ら再生利 用を行った量	⑤ 自ら熱回収を 行った量	⑦ 自ら中間処 理により減量 した量	③+⑨ 自ら埋立処 分又は海洋 投入処分を 行った量	⑩ 全処理委託 量	⑪ 優良認定処 理業者への 処理委託量	⑫ 再生利用業 者への処理 委託量	⑬ 熱回収認定 業者への処 理委託量	⑭ 熱回収認定 業者以外の 熱回収を行う 業者への処 理委託量
産業廃棄物の種類										
燃え殻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚泥	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃油	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃酸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃アルカリ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃プラスチック類	2	0	0	0	0	2	2	0	0	0
紙くず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木くず	2126	0	2126	2126	0	0	0	0	0	0
繊維くず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動植物性残さ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物系固形不要物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ゴムくず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金属くず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	24	0	0	0	0	24	24	0	0	0
鉱さい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
がれき類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物のふん尿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物の死体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ばいじん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	2152	0	2126	2126	0	26	26	0	0	0

別紙4(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画実施状況報告書)

(令和06年度実績)

単位:トン/年

目標値 (前年度に提出した産業廃棄物処理計画の計画値)		実績値	
排出量	2428	①排出量	2152
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		②+⑧自ら直接再生利用を行った量	
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	2400	⑤自ら熱回収を行った量	2162
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	2400	⑦自ら中間処理により減量した量	2162
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
全処理委託量	28	⑩全処理委託量	26
優良認定処理業者への処理委託量	28	⑪優良認定処理業者への処理委託量	26
再生利用業者への処理委託量		⑫再生利用業者への処理委託量	
熱回収認定業者への処理委託量		⑬熱回収認定業者への処理委託量	
熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

産業廃棄物処理計画書

令和 7年 6月 27日

広島県知事 様

提出者

住所 広島県三次市布野町下布野 8 4 - 2

氏名 宮迫木材株式会社 代表取締役 宮迫 直樹

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0 8 2 4 - 5 4 - 2 0 1 1

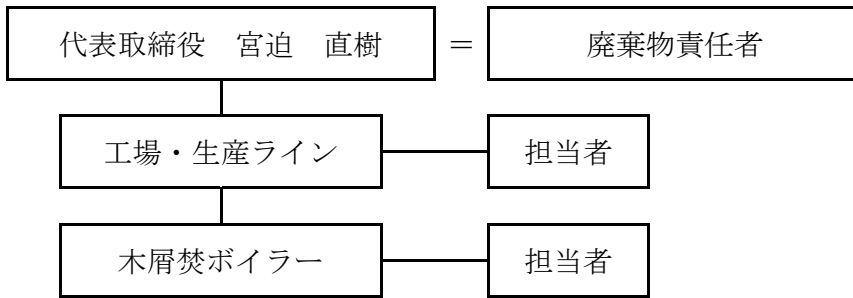
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	宮迫木材株式会社
事業場の所在地	広島県三次市布野町下布野 8 4 - 2
計画期間	令和07年4月1日より令和08年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項 別紙1, 2のとおり	
①事業の種類	製材業
②事業の規模	製造品出荷額 7億2,300万円
③従業員数	16名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	原木の製材、製品の製造加工において発生する木屑 (16,800トン) は、チップ (11,600トン) を日本製紙木材(株)、ニチハ(株)、さとやま林産(株)、のこ屑 (1,800トン) を (有) 藤原産業、大武産業、木材開発 (株)、西条農業高校へ、バーク (1,700トン) は、さとやま林産(株)に有償物として販売。残り (2,300トン) は、自社木屑焚ボイラーの燃料として利用する。廃プラ (2 t) については、三次衛生工業社に処理委託する。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（令和05年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木屑	廃プラ・コンクリートがら
	排出量	2,126 t	26 t
	(これまでに実施した取組) 発生した木屑は、有償物として、チップは日本製紙木材(株)、ニチハ(株)へ製紙用材料として販売。のこ屑は、(有)藤原産業、大武産業、木材開発(株)、西条農業高校へ畜舎の敷物等として販売。バークはさとやま林産(株)へ畜舎の敷物として販売し残りは、自社の木屑焚ボイラーの燃料として有効活用に取り組む。廃プラについても発生量の減少に努める		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木屑	廃プラ
	排出量	2,300 t	2 t
	(今後実施する予定の取組) 前年と同様の取組みで努めるも、製材量の増産計画があるため排出量は増える見込み。製材の歩留まりを良くする様にできる限りの寸の原木調達に努め。有償物としての木屑の販売先を拡大する。自社の木屑焚ボイラーの燃料として有効活用に取り組む。廃プラについても発生量の減少に努める。		

産業廃棄物の分別に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) チップ・バーク・のこ屑・プレーナー屑と4種類のサイロに分別仕分けする。廃プラ等については、コンテナ、フレコンバックに分別仕分する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) チップ・バーク・のこ屑・プレーナー屑と4種類のサイロに現状通り分別仕分けする。廃プラ等については、コンテナ、フレコンバックに分別仕分する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		別紙 1, 2 のとおり	
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		別紙 1, 2 のとおり	
①現状	【前年度（令和05年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木屑	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	2,162 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	2,162 t	t
	（これまでに実施した取組） 自社の、木屑焚ボイラーの燃料として使用する。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木屑	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	2,300 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	2,300 t	t
	（今後実施する予定の取組） 自社の、木屑焚ボイラーの燃料として使用。		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（令和05年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラ	コンクリートがら
	全処理委託量	2 t	24 t
	優良認定処理業者への処理委託量	2 t	24 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
<p>廃プラについては、三次衛生工業社へ処理委託。 コンクリートがらについては、菅野産業へ処理委託。</p>			

		【目標】 別紙1, 2のとおり		
②計画	産業廃棄物の種類	廃プラ		
	全処理委託量	2	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量		t	t
	再生利用業者への 処理委託量	2	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量		t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		t	t
	(今後実施する予定の取組)			
廃プラについては、三次衛生工業社へ処理委託。				
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度(令和06年度)実績量

計画：今年度(令和07年度)計画量

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+⑧)		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の③+⑨)		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者への処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用業者への処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者への処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (前年度実績値の⑭)	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥																				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	2	2									2	2	2	2						
紙くず																				
木くず	2126	2300			2126	2300	2126	2300												
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず																				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	24	0									24	0	24	0						
鉱さい																				
がれき類																				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
合計	2152	2302	0	0	2126	2300	2126	2300	0	0	26	2	26	2	0	0	0	0	0	0

別紙2 (廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	製材業
②事業の規模	製造品出荷額 7億2,300万円
③従業員数	16名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	原木の製材、製品の製造において発生する木屑は、チップは日本製紙木材㈱・ニチハ㈱さとやま林産㈱へ、のこ屑は(有)藤原産業・大武産業・木材開発(株)・西条農業へ、バークは肥料材料としてさやま林産㈱へ有償物として販売。残りの木屑は、自社木屑焚ボイラーの燃料として全量利用する。廃プラは、三次衛生工業社へ再資源化依頼。

2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図等, 別紙を参照)

代表取締役 宮迫 直樹 (廃棄物責任者) — 工場生産ライン (担当者) — 木屑焚ボイラー(担当)

3 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 有償物としてチップは、日本製紙木材㈱、ニチハ㈱、のこ屑は(有)藤原産業、大武産業、木材開発㈱、西条農業高校へ、バーク屑は、さとやま林産㈱へ販売し、排出量を抑える。廃プラ等については、できる限り抑制に努める。
②計画	(今後実施する予定の取組) チップ・バーク・のこ屑は、有償物として販売し、排出量の抑制に努める。廃プラ等についてはできる限り抑制に努める

4 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) チップ・バーク・のこ屑・プレーナー屑と4種類のサイロに分別仕分けする。プレーナー貯留タンクを1基増設し、チップのサイロをチップヤードとして2か所改修新設した。廃プラなどは、フレコン、コンテナにて分別管理に努める。
②計画	(今後実施する予定の取組) チップ・バーク・のこ屑・プレーナー屑と4種類のサイロに分別仕分けする。廃プラなどは、フレコン、コンテナにて分別管理する。

5 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組)
②計画	(今後実施する予定の取組)

6 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 木屑・バーク・のこ屑・プレーナー屑は、全て木屑焚ボイラーの燃料として使用する。
②計画	(今後実施する予定の取組) 今までと同様に、木屑・バーク・のこ屑・プレーナー屑は、全て木屑焚ボイラーの燃料として使用する。

7 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組)
②計画	(今後実施する予定の取組)

8 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 廃プラについては、三次衛生工業社に処理委託。
②計画	(今後実施する予定の取組) 廃プラについては、三次衛生工業社に処理委託。